



●発行／豊岡市 ●編集／企画部秘書広報課 〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号
☎0796(23)1111 FAX0796(24)2575 市長室FAX(24)1004 URL <http://www.city.toyooka.lg.jp>
(総合支所) 城崎☎(32)0001 竹野☎(47)1111 日高☎(42)1111 出石☎(52)3111 但東☎(54)1000

軽自動車税の廃車・所有者変更などの 申告は3月30日(金)までに



バイク、軽自動車、トラクターなどの取得や買換えはもちろん、譲渡・廃車・相続した場合は、下表のとおり市などへの申告が必要です。(買換えた場合は、ナンバーを付け替えるだけでなく、車体内容などの申告が必要です)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。すでに廃車や譲渡をしても、3月30日(今年は3月31日、4月1日が休日にあたるため)までに申告をしないと、平成19年度の課税対象となり、軽自動車税を納めること

になりますので、未申告の車両については、早めに手続きをしてください。

また、農耕作業車は小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象になります。対象は、乗用装置を備え付けた最高速度毎時35km未満の農耕用トラクターや農耕用薬剤散布車、刈り取り脱穀作業車、田植機などです。これらを所有の方で未登録の方は、早めに登録手続きをお願いします。

車種	申告受付・問合せ
・原動機付自転車(125cc以下のバイク) ・小型特殊自動車	税務課市民税係または各総合支所市民生活課
・3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所 ☎079-231-4101 ホームページ： http://www.keikenkyo.or.jp/
・2輪の軽自動車(126cc～250ccのバイク) ・2輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067 ホームページ： http://www.kbm.mlit.go.jp/

固定資産の価格などの縦覧

【期間：4月2日(月)～5月1日(火)】

この縦覧制度は、固定資産(土地・家屋)の納税者が、ほかの土地や家屋の評価額と比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。ぜひ、活用ください。

◇期間 4月2日(月)～5月1日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

◇場所 税務課資産税係および各総合支所市民生活課

◇対象
・土地の縦覧…土地の納税者または代理人
・家屋の縦覧…家屋の納税者または代理人

◇縦覧帳簿記載事項

- ・土地…所在、地番、地目、地積、評価額
- ・家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年次、評価額

◇手数料 無料

◇持参するもの

印鑑、運転免許証など本人が確認できるもの

※代理人は、納税者の委任状を持参ください。委任状の様式は、市のホームページからダウンロードできますが、任意の様式でも構いません。

◇その他 縦覧する土地・家屋の地番または家屋番号は、事前に調べておいてください。

《問合せ》

税務課資産税係または各総合支所市民生活課

